

令和3年度 第4回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律21条第1項による

2. 日 時 令和3年7月9日 午後1時30分

3. 場 所 学習センターホール

4. 議 題 議案第13号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第14号 農地法第4条許可申請書審議について
議案第15号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定
について（諮問）

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

1 番 山内 亮一	2 番 長野 和代	3 番 中村 幸信
4 番 松本 茂	5 番 平井 豪	6 番 奥名 政成
7 番 清住 昇	8 番 佐藤 礼治	9 番 福永 浩紀
10 番 岡本 篤幸	11 番 五嶋 靖	12 番 中村 峯子
13 番 島津 和徳	14 番 本田 廣正	

農地利用最適化推進委員

西村 孝生	井上 良治	田上 安幸
河嶋 隆雄	本田 忠文	伊佐 浩二
坂本 秀孝	坂本 導成	緒方 寛二
上村 敦之		

7. 欠席委員

志垣 保博

8. 議事録署名人

1 番 山内 亮一
2 番 長野 和代

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲、今村 優香、川端 勵志

会 議

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議 事

事務局長 はい。皆さん、こんにちは。

それでは、定刻ちょっと過ぎておりますけれども、ただいまから総会を始めたいと思います。まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名です。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。それでは、ただいまから令和3年度第4回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、会長に挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶

事務局長 はい、ありがとうございました。それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 はい。それでは本日はですね、1番委員の山内亮一委員と、2番委員のですね、長野和代委員をお願いをいたします。

事務局長 はい。それでは議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 はい。それでは早速、審議に入ります。議案第13号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。それでは、説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、1ページをお願いいたします。

議案第13号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。令和3年7月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 それでは審議に入ります。2ページをお願いします。番号1番については、3番委員の中村幸信委員から説明をお願いします。

3 番 それではですね、3番委員の中村です。では、説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を讀み上げ）

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい、それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスク

リーンで説明します。まず、こちらが県道御船甲佐線です。こちらは県道今吉野甲佐線、こちらに乙女小学校がございます。申請地は県道御船甲佐線と県道今吉野甲佐線の交差点から北西に約700メートル、中山字錦川にあります。場所の説明は以上です。

会 長 はい。続きまして、3番委員の中村委員から農地の耕作賃借権設定（5年）について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

3 番 はい。3番委員の中村です。今回の申請は、申請人が耕作できないため、農地の管理について相手方に相談され了承を得られたため、今回の申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有しており、申請地には栗の栽培を計画されています。農地を効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が5,798平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行ってあります。13番委員の島津委員から説明をお願いします。

13 番 13番委員の島津です。先月の6月29日に会長、本田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は大字中山字錦川にある畑1筆です。申請地には栗の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 はい。ただいま13番委員の島津委員から現地調査の報告。また、3番委員の中村委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい、御意見ございませんか。意見がなければ採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

（挙手の確認）

はい、全員賛成と認めます。番号1については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第14号、農地法第4条許可申請書審議についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。4ページをお願いいたします。議案第14号、農地法第4条許可申請書審議に

ついて。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。令和3年7月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。それでは、5ページをお願いします。議案第14号、農地法第4条許可申請書審議調書の番号1についてを審議したいと思います。それでは、13番委員の島津委員から説明をお願いします。

13 番 13番委員の島津です。それでは、番号1について説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
事務局 はい。それでは説明いたします。地図につきましては、6ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。まず、左上、こちらが国道443号線。左上から右斜め下に通っておりますのが県道三本松甲佐線でございます。こちらに甲佐小学校がございます。申請地は甲佐小学校より約460メートル離れた下豊内の集落内に位置するところがございます。場所の説明につきましては以上です。

会 長 はい。続きまして、転用申請に係る可否の判定について、13番委員の島津委員から説明をお願いします。

13 番 13番委員の島津です。それでは説明します。今回の申請は、東京から帰郷した申請人現在、姉家族と暮らす実家に仮住まいをしており、申請人が住むための住宅建設のため転用申請するものです。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①について、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとはいえません。このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロに該当しません。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、申請の用に供することが確実と認められるため、事業の実現性について問題ないと思われます。

④については、大きな造成計画はなく、申請地を整地するだけの整備なので、隣接する農地に支障を及ぼす恐れはありません。

⑤については、効率的かつ安定的な農地集積に支障はありません。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、14番委員の本田委員から説明をお願いします。

14 番 はい。14番委員の本田です。先月6月29日に会長、島津委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、大字豊内陣ノ内にある農地1筆で、農地の状況としては、役場より500メートル以内の区域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当するために、第2種農地に該当します。また、今回の転用申請は大きな造成計画はなく、申請地を押し均し程度の整備であるために、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、14番委員の本田委員から現地調査の報告。また、13番委員の島津委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。はい、中村委員、どうぞ。

3 番 今、写真を見たところですね、ここは田んぼじゃなかごた感じのすつとばってん。うん、なんか、だけん、なんかですね、やっぱ家ば建てらすとなら、田んぼば浚渫するなり、またどやんかせんなら、ちょっと。

会 長 はい。事務局、回答をお願いします。

事務局 はい。今の、登記地目はですね、田んぼで、過去、まだ申請人が甲佐にお住まいっていうのは、結果的には耕作されとったということで、現在はもう不耕作で、こういう草が生えてる状態で、帰って来られてからの草刈りの管理程度はされているというふうに聞いております。

3 番 地目は田んぼでしょ、だって。

会 長 地目。

3 番 なるべく、田を売らん。

事務局 はい。不耕作だったと思います。

14 番 はい。で、私も田んぼん中入って行ったんですよ。怪しいのはありました。排水路ないと思います。怪しいのはありました。

3 番 いわゆる田んぼが荒れとっとですね。

会 長 そういことです。よございますか、中村委員。

3 番 はい、分かりました。

会 長 ほかに何かございませんか。

ほかにないようですので、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号1につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付けて県のほうへ送付をいたします。

続きまして、議案第15号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは、7ページをお願いいたします。議案第15号、農地法第5条許可申請書審議について。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。令和3年7月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 はい、ありがとうございました。それでは、8ページをお願いします。議案第15号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1、2についてを審議したいと思います。6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

6 番 はい、6番委員の奥名です。それでは、番号1と2について説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは御説明いたします。地図につきましては、9ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明させていただきます。赤く示したのが申請地でございます。その前を国道443号線、それと緑川沿いに県道宇土甲佐線がそこを通っております。こちらが甲佐大橋になります。で、申請地につきましては、宇土甲佐線と国道443号線の交差点から北東へ約230メートルほど行った地点にございます。説明は以上です。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

6 番 はい、6番委員の奥名です。それでは、説明します。今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、休憩所及び駐車場を建設して利用するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判定を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、国道に面し、土地改良事業が実施されているおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域にある農地であるため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則できませんが、例外規定である特別の立地条件を必要とする事業の用に供するものに該当するため、例外的に許可することが可能と思われます。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画、残高証明書も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、造成もなく、現状のまま利用すると計画されており、土砂の流出や隣接する農地に支障を及ぼす恐れはありません。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、13番委員の島津委員から説明をお願いします。

13 番 13番委員の島津です。先月の6月29日に会長、本田委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、大字糸田字中川原にある農地で、農地の状況としては、国道に面したおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地の転用は原則できませんが、例外規定に該当するため、例外的に許可することが可能と思われます。今回の申請地は畑として既に造成されており、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、13番委員の島津委員から現地調査の報告。また、6番委員の奥名委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項（1号）のロに該当するものの、例外規定に該当すると説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい。中村委員、どうぞ。

3 番 ダンプは何台ぐらいあってですね、それと、その駐車場にするための通行量ですね、こういった方向でそこで駐車場にするかっていうのが、ちょっと私知りたかばってんですね。

会 長 はい、事務局。

事務局 はい。事業の計画書によりますと、その2,430平米の間に大型ダンプ18台あって、そのあと休憩用のプレハブの建物、それを設置されるというふうになっております。

3 番 それと、そこまでくる道路の経路のあれは、こういった状況で。

事務局 八代のほうからコウサ生コンさんのほうに材料、生コンの材料を運んできて、で、そこでおろしてして。

3 番 それは分かるばってん、その道ですよ。八代どやんふうな、来らる、一つですね、乙女地区のほうに学校の道の前ばですよ、たいがダンプって、輸送の多かつですよ。それで、たいが、生徒たちもね、車の音で、風圧なんかでだいぶ怖がっつけん、星山さんにもですね、ちょっと、私も言うとなつですよ、あんまりこん学校の前ば通らんごつしてくれて。なるべくなら、回り道でよかけん、ちょっと道ば変えちくれて。だけん、八代からこらすなら、例えば城南地区からこう来て、乙女地区を通

って、甲佐大橋ば通って来らすとかなあ。また甲佐の向こうから来らすとかなあいうとも私は知りたかったんですよ。なるべくですね、やっぱ学校関係のそばっていうのは、大型ダンプなんかはちょっと、そやんとば考えて通ってもらいたかつばってんでですね。18台も20台もあんならですね。

1 番 ちよっとばってんなあ。30キロ制限のともあっけんな。ゆっくり行ってもらおうとよかけどとばすとたい。

3 番 そうそうそう。

3 番 星山さんにはちょっとそれは話はしとつとですよ。東南さんもですね、けっこう多かけん。またそこば通つとたいが多かですよ、こん大型の通つとは、けっこう、だけん、城南なんか、多く混んでるより早く来てもらうならたいが助かったいな。

事務局 すいません、事業計画の中には通行ルートの記事はございませんので、この場では申し訳ございません。

3 番 なら、村中でん何でん通つてよかつてこと。

会 長 そら大型だけん。道交法では規制はないでしょうね。ただ、その言われるとおりに学童のあれ云々ということであれば、こちらからその、あれされる場合にこういう意見もありますので、なるべく避けてくれっていうようなことは言えると思います。そこらぐらいでしょうね。

3 番 町からもやっぱある程度運送業にはやっぱそういったことは。

会 長 18台とありますけど、その18台が常に稼働するかどうかは、それは分からんわけですね。1日何台来るのか。

事務局長 今度、許可が仮に下りたとして、で、そのときにこういう懸案ということで意見がありましたってことはお伝えはできると思います。ただ、それで、もうここを通つと駄目よと、言えませんので、こういう意見が出ましたということは、うちのほうからでも伝えたいと思います。許可が下りたときの話です。

3 番 それでお願いします。

会 長 はい。山内委員、どうぞ。

1 番 一応、地目は畑ですよ。

会 長 はい、もう転用申請はされるからですね。

1 番 転用してあつと。

会 長 ちよっと、されてありますので。

事務局長 すいません、あそこが仮設住宅が建ってて、町のほうで、で、仮設住宅を建てるときには転用は必要ないと、応急的な部分ということで。で、それを今、撤去されて、で、今、本当であれば町がそのところを原状復帰せないかんということで、したんですけれども、この話がちょっと以前からあったもので、今のところまだ原状復

帰はしないような状況が今下りてるというような状況です。

1 番 仮設の建つとたけんしてあっとかなて思ったっです。まだ。

事務局長 そういうところですよ。

1 番 仮設についてはよかていうこと。

事務局長 はい、そうです、はい。

会 長 ほかに、何か御意見ございませんか。

推進委員 はい。

会 長 はい、どうぞ。

推進委員 これ、従業員の休憩所ってなってるんですけど、休憩所って眠るとか、仮眠するとか、あんな、プレハブとか作るのはないんですか。

事務局 そこまではなかったですよ。

事務局 一応、一旦休憩して、1時間とか、それでまた会社に戻ると。で、長時間、甲佐からぶっ通しで八代帰ってそのままとんぼ返りっていうことは、社員の健康上、交通安全上好ましくないということで、一旦休憩する場所としてプレハブを設置して、で、休憩されて社に戻る方は会社に帰られるということで、仮眠とか、そういったことまでは記載してございませんので。

推進委員 もしもされるなら、今、この絵が映っているように、そこの根っこからずーっと早川の内に水が入ってるんです。それが用排水の、やっぱ土地改良問題になるのかもしれないけど、一応、村で区役とかずーっとしよっとで、ここはもう工場にさすなら、ここは工場の人たちが手続っていうか、なんですか、作業とか草刈とかどぎゃんなとととかなと思って。ちょうどそこは狭いんですよ。

事務局長 今の現在のところは、その、さっき言いましたとおり、車を停めるスペースと奥、一番奥側ですね、奥側にプレハブ建てられて、そこにトイレとかはコウサ生コンのほうを使うということで、プレハブ、基礎がないプレハブ建てられても椅子とか、それを置いとくだけのようなかたちになります。

会 長 緒方さん、よろしいですか。

推進委員 大丈夫です、はい。

会 長 ほかに、何か御意見ございませんか。

はい。ほかに意見もないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号1と2につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付けて県のほうへ送付をいたします。

続きまして、審議調書の番号3についてを審議したいと思います。それでは、2番

委員の長野委員から説明をお願いします。

2 番 はい、2番委員の長野です。それでは説明します。今回の申請は、現在使用している事務所が事業規模拡大に伴い手狭になり、移転するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落内にある公共投資のなされていない農地で、第2種農地に該当するため、転用は例外的に可能だと思います。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画書、貸付け証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、土砂流出防止のため境界にコンクリートブロックを設置するなど計画されており、問題ないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

以上です。

会 長 それでは、続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは説明申し上げたいと思います。地図につきましては、お手元の資料の10ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明させていただきたいと思います。申請地は、この赤で印したところなのですが、この前を県道嘉島甲佐線がこのように通っております。で、正面に九州自動車道と、こちらのほうに緑川パーキングエリアがございます。で、申請地につきましては、緑川パーキングより南南東へ約400メートルの位置にあるこの場所でございます。以上でございます。

会 長 ちょっと、少々飛びましたので。はい、現地調査を行っています。14番委員の本田委員から説明をお願いします。

14 番 はい。14番委員の本田です。先月6月29日に会長、島津委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、大字府領字中原にある農地で、農地の現状としては、集落にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるために、第2種農地に該当すると思われます。また、今回の転用申請では隣接する

農地はなく、軽微な造成で土石流防止のためのコンクリートブロックを設置計画されており、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 はい、ありがとうございました。ただいま、14番委員の本田委員から現地調査の報告。また、2番委員の長野委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

御意見ございませんか。それでは、意見もないようでございますので、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号3につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付けて県のほうへ送付をいたします。

続きまして議案第16号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 はい。それでは11ページをお願いいたします。議案第16号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。令和3年7月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。次の12ページをお願いいたします。甲農第568号、令和3年6月28日、甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(諮問)。農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。次のページ、13ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和3年度第4回です。まずは、農地利用集積計画の総括表で説明いたします。賃借権の再設定について、6年の田が2筆の2,831平米のみとなります。賃借権の新規については、5年の田が1筆の2,526平米、5年の畑が10筆の9,263平米、6年の田が3筆の3,164平米、賃借権の新規の計は田が4筆の5,690平米、畑が10筆の9,263平米、賃借権の小計は、田が6筆の8,521平米、畑が10筆の9,263平米となります。次に、使用貸借権の再設定についてはございません。使用貸借権の新規について、5年の畑が1筆の719平米のみです。このため、今回の利用権設定の合計は、田が6筆の8,521平米、畑が11筆の9,982平米となります。その他、所有権移転については、畑が3筆の3,228平米となります。委員の皆様にご審議いただきますのは新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。以上です。

会 長 それでは14ページをお願いします。議案第16号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを審議します。番号1番について、この案件の相手

方は9番委員の福永委員です。農業委員会等に関する法律等の第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条の参与の制限に該当するため、審議が終わるまで退席をお願いします。

(福永委員退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが国道443号線です。こちらに悠星会館、こちらに緑川団地がございます。申請地は、悠星会館から北東に約310メートル、下横田の向鶴に3筆あります。次に、相手方の状況について説明いたします。番号1番の相手方は認定農業者で、下横田集落で農業を頑張っておられ、主に牛の繁殖をされています。今回の申請地にはWC Sの作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長

ただいま、事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

何か御意見ございませんか。それでは、意見もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号1番については原案のとおり承認いたします。福永委員の入室を認めます。

(福永委員入室)

はい。続きまして、15ページをお願いします。番号2番について審議したいと思います。この案件は熊本県農業公社を通しての貸借です。事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが県道御船甲佐線です。こちらが県道今吉野甲佐線、こちらに宇城鉄筋さんがございます。申請地は田口に4筆点在しております。次に、相手方の状況について説明いたします。相手方は認定農業者で、南三箇、中山集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主に米、花木、野菜の作付をされています。今回の申請地には野菜の作付を計画されており、

集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま事務局から番号2番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい。中村委員、どうぞ。

3 番 ●●●に対してですね、私ちょっと、問題があつと思うわけですけど。借りるとはよかばってんが、きちっと手入ればですね、どうしたっているつとですよ。だけん、他部落の迷惑かからんごつですね、やっぱしてもらわんと、その利益追求ばつとでいろいろと土地ば借ったっじゃ、手入れがでけんならですね、だけん、やはり、そん農業委員会のほうでも、そん役場あたりでも私たちは言うたつも、こん前言うたつですたい。こがん手入れででどやんすつやっこ言うたところが、なんとか、かんとか、カボチャ作ってなんとか言うたけんですね、荒れんごつしてもらうとはよかかもしれんばってん。ちっとそん、周りに迷惑かからんごてしてもらわんとですね。貸す人は作ってほしかけん、いろいろと手のかからんごつさすばってん、どこもやおいかなあ。もう本人は今、ここと、5町持つとつでしょうが。そいで、なんもかんもせんでよかばってんですね。

会 長 前、農業委員をされとったわけですね。

3 番 うん、ぎゃん席で言うおごとなかばってんが、もうちっとその、多分、大丈夫ねって、あとはほかに迷惑かからんごて、もうちっとなんか、なんかねえ、うって欲しいともあつとたいな。俺たちも言うばってんが。もうちっと指導してくれる。

会 長 事務局なんか意見ありますか。

事務局 中村委員のほうもおっしゃってるとは思いますけど、町も今後ですね、その、会う機会ありましたらですね、どういった状況かとお聞きしてですね、そういった話が出ましたということで、お話はしたいと思います。

事務局長 農業委員会とは別にその、農政課、経営係のほうのやつでも。

3 番 ここで認可するわけでしょ。

事務局長 指導っていう観点で、いろいろ以前からお話はしております。で、それに対してなかなか、改善されとるところもあるし、なかなか改善されてないところもあるというところで、で、経営係、その農業委員会とは別ですけれども、そちらのほうでも、今からもずっと、そこは継続してちょっとお話ししていきたいというふうに思っています。

3 番 ばってん、いつも思うとですよ、このやっぱ●●●農園と●●さんといろいろ出てくるばってんが、こやん人たちがやっぱ、そのほかの人たちにね、迷惑かけんようにしていきよらすとは思うとですよ。だけんやっぱ、そういった周りから苦情が出たところがやっぱどやんかですね。

事務局長 先月の定例会のときも申しましたとおり、やっぱ事務局のほうでもそちらのほうについては、そのコンタクトが取れたときにはそういうお話しします。で、農業委員

さんのほうには積極的にそういったことを言っていただいて、お話をしていただきたいと思いますので、農業委員さん、最適化推進委員さんと事務局一体になってこのほうはもうやっていきたいというふうに考えますので、そういうところは、ちょっとまた一からその状況が分かりませんが、農業委員さんたちにお願いをして直接行ってお話をしていただくということもあると思いますので、そのときはまたよろしくお願いします。

3 番 ちょっと、あんま言う事聞かんけんですね。

会 長 荒さんごとしていくことが大前提であるとですね。

3 番 やっぱ、畔際とか車の通ったりなんかして、あそこのほうだけ汚かったらいろいろ苦情はやっぱし出るもんだけんですね。

2 番 はい。

会 長 はい。

2 番 ちょっと、荒地を借った場合、1年目から小作料って払うんですかね。なんか、前は1年目はタダとか、2年目からとか。

会 長 はい、事務局。

2 番 え？

1 番 相手方。

2 番 相手方ですね。

事務局 そうです。今、おっしゃるとおり、賃料となります。で、今回につきましても、この4筆でですかね、につきましてが使用貸借となっております。で、もうやっぱりあげてるからということで、本質だけはもうお互いの取り決めで無償でってことで契約をされております。以上です。

14 番 狭いところ、ね、三角地とか、そういうところは無償で作って、耕作放棄地を防止していくこともあります。

事務局 個人間のやっぱ契約ていうか、になっちゃうので、で、そこについてはもうやっぱお互いで決めるっていうのが前提になってくるからですね。なかなかその金額とか云々に関して標準的なやつはこうですよってお示しはできますけど、そこに対して、例えば事務局がそこちょっと高すぎるとじゃなかですか、安過ぎるとじゃなかですか、一年間荒れととに取ったら駄目ですよとかいうのはなかなか言えないところではあります。

会 長 はい、ほかに何かございませんか。はい。それでは、ほかにはないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号2番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。この案件も熊本県農業公社を通しての貸借です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明をいたします。19ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが県道小川嘉島線です。こちらが九州自動車道、こちらに緑川パーキングエリアがございます。申請地は緑川パーキングエリアから東に約290メートル、府領の下平下に1筆ございます。続きまして、相手方の状況について説明いたします。相手方は認定農業者で、府領集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主に米・麦・大豆・野菜の作付をされています。申請地には、米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から番号3番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か御意見はありませんか。それでは、意見もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号3番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号4番から9番は、相手方が同一なので一緒に審議したいと思います。この案件も、熊本県農業公社を通しての貸借です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが県道小川嘉島線です。こちらが九州自動車道、こちらに緑川パーキングエリアがございます。申請地は緑川パーキングエリアから南に390メートルから590メートル、府領の南原に4筆と、中原に3筆あります。続きまして、相手方の状況について説明します。相手方は御船町の認定農業者で、甲佐町でも多くの農地を借り受け、耕作されています。主に米、野菜の作付をされています。申請地には野菜の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま、事務局から番号4番から番号9番について説明がありました。こ

- れより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい、どうぞ。
- 2 番 ジャガイモのあとは7月以内にトラクターでうつんですかね。7月以内にですよ。今すぐ削んならきれいになるけどね。
- 会 長 事務局、なんか。
- 2 番 昨日はなんか、農協のなんか、農地集積係の人とかとちょっとしゃべってから。言うときますとは言いなはったけど。7月以内に。トラクターできなはっとですよ、今日とか。ただ10月頃は。
- 事務局 すみません、事務局からですけれども、別に、ちょっとそこまでは、話は聞いておりません、すいません。で、一応、先月ですね、その荒れてるところは一応話がありましたんで、一応、この写真を撮りに行くついでにですね、今借りられてる場所を確認してきたところですね、一応、ジャガイモを植えられたような跡がありまして、ちゃんと収穫もされて、ちょっとマルチはちょっとそこに捨ててありましたけど、もうちゃんとした耕作はしてある状況でしたので、一応、ここで御報告をしたいと思います。
- 2 番 田植えは終わったんですか。
- 7 番 終わった。
- 2 番 終わった。
- 7 番 そやんしとこう。
- 2 番 高森とか蘇陽に今度はキャベツ植えにいきなはっとでしょ。
- 7 番 一緒に言っとこう。事務局に言うときます。まだ水田もまだ、うったまましてある、そのまま荒れておりますもんな。
- 2 番 大豆植えなはっとですか、そこは。え？こぎゃん、とこもですか。
- 会 長 ●●●さん、大々的にやりよっからでね、なかなか。
- 7 番 これはもう、府領はたいがい一箇所ぐらいに集まっとつとですか。
- 2 番 いえいえもう、空き畑が点々とあったんですよ。で、2町ぐらい、ざーっと2町を。
- 会 長 そやんとば全部借りらして。
- 2 番 全部借りらして。2町からでるかもしれん。で、貸した人たちははみんな5年契約だけん喜んどんなって、そらみろ、みんな、ここに既に春にジャガイモ植えてあったところもあるんですよ。そこが契約に上がってるんです。みんな喜んどんなはっです。7月中にトラクターしにきなはるかなって。
- 7 番 清和のほうに今まで夏は作り行きおったもんね、おそらくその辺がどうなっとるか、苗づくりはすぐうちのそばでキャベツばいっぱい作とった。
- 2 番 いつになるか分からん。寒なってから。
- 7 番 ちょっと尋ねてから事務局にあれします。
- 2 番 そうですね。

会 長 はい。ほかに何か御意見ございませんか。はい。それでは、ほかには意見もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号4番から9番については原案のとおり承認いたします。

続きまして、16ページをお願いします。番号10番について審議したいと思います。

この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが国道443号線です。こちらが安津橋、こちらが県道今吉野甲佐線です。こちらに星の川団地がございます。申請地は星の川団地から南に約620メートル、船津の上川原に1筆ございます。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま事務局から番号10番について説明がありました。それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい、どうぞ。

推進委員 すいません、この土地はですね、私が闇小作で借りとる土地ですもんね。闇小作っていうと、これ、もう20年も前から10年ぐらい前はですね、前まで農業委員会に通しとったと思うとですよ。そのあと面倒くさかったけん、しとらんとです。そして、毎年小作代ば払いよったですもんね。して、もう最近手があんま入れとらんけん、ちょっと暇もなかけん、売る状態じゃなかつですよ。樹木を植えとったですよ。そしてだいたい、この土地は私のおふくろのいとこの土地ですもんね。それがもう、年齢がたって、一人暮らしだったもんで、なんちゅうか、後見人ば誰か立ててから、してあつとですよ。で、本人からもなんも売買するとか話はなかつたつですたいね。

会 長 それは、ちょっと事務局、そこらへん、説明があれば。

推進委員 で、私の場合はですね、この畑も片付けもせなんし、やっぱ、売ればやっぱまだ、その、掘って全部売れば、50〜60万がつて言わんごつあつとですよ、木も、植木も。そうばってんが、もう、どうせならですね、しきらんて思いよったところだったですもんね。で、もしもこん現況ば見て買上げなつたつならですね、これはもう、自分で片付くるつもりで買いはつたろうけんですね、それから先は私は言うこつはなかばってん、それだけ向こうで片付けらすなら、関係なかと。

会 長 はい。事務局、なんかあれば。

事務局 そうですね。

推進委員 私のほうからも。

事務局 この状態で、買われる方が、ゆくゆく買われる方はいると思うので、買われるんだと思いますけども。

推進委員 そっでよかならよかばってん、そこらへんな確認しとってください。

事務局 よろしいですか、それで。

推進委員 そっでよかです。

事務局 この契約はもういらないってことですか。

推進委員 うん、そうやって、いらんけん。

4 番 はい。すみません、話の途中で手挙げましたけど。

推進委員 もう2回目ですんで、これは。

4 番 買い手、の人はですね、もう今までずっところ、荒れた状態で、買ってから自分で片付ける。

推進委員 なんて？

4 番 荒れとる南原とか何か、荒れとる畑は、そのままの状態で、借りて。

推進委員 だいたいほう、あれたい、自分たちで、ここで言うとおかしなばってん、おったち知っとったろ、おるが借りとるとは。

4 番 いや、借りとるては、知らんだったもね、こん後見人さんも一口も言わっさんし、この件については俺は知らんだったっすけども、伊佐さんがここは借っとるていうことも俺は知らん。

推進委員 んね、もうよかけんね、そるかほう、条件ならば、何て言わんが。

4 番 だけん、今まで南原とか、上川原らへんばお世話したときはもう、そのままの状況で借りて、借りて片づけは。

推進委員 ばってん、印鑑はそんとき押してあるけんね。だけん、それが条件ならよかけん、たまたまおるがおったけん、よかばってん、これがおらん人がおるならどやんなるか、農業委員会が何て言わるるかっちゅうこと。

4 番 なんも、後見人さんも何も言わっさんし、借りて小作米も払いおっとも、もらいおっとも言わっさんし、そこんところは、どぎゃんですかね。私は知らんだったばってん。

事務局 多分その、後見人さんがその申請ていうか、書類上でしとらすけん、後見人さんも伊佐さんのことは多分、状況とか。

推進委員 あとから俺に片付けちくれて言われたっちゃ困るわけたいな。

事務局 だけん、それはもう現状渡しだと思います。で。

推進委員 んな、そんなとこですね。で、現状渡し。

事務局長 はい。で、伊佐さんがその権利があるかどうかっていうのは、実際その契約がないので権利もなかけん、実際、伊佐さんが片付けっていうとは、せんでもいいと思います。法的には。

推進委員 契約はあつとじゃなかつですか、俺は金ば払いよつとけん、小作代ば。

事務局長 ばってん、契約はしてないでしょ。印鑑押して。

推進委員 んね、農業委員会でないと契約はしとらんどたい。

事務局長 うん、だけん。

推進委員 そうばってんが。

事務局長 だけん、そこの。

推進委員 地主等には契約しとるごとなつとじゃなかつですか、必然的に。

事務局長 口頭契約はならないです。

推進委員 ならんてね。

事務局長 はい。で、今もずっとあれですか、小作料払いおなつと。

推進委員 払いよつですよ、ずっと毎年、向こうから請求書の来るけん。

事務局長 去年、んなずーっと続けて。

推進委員 闇小作でちゃな、契約は契約だけんな。

2 番 領収書もらったっですか、領収書。

推進委員 振り込むけん。

2 番 え？

推進委員 振り込むけん。

事務局長 振込み。

2 番 振込みなら間違いなかですもんね。

推進委員 向こうにも連絡したばってん、ちょうど連絡が届かんだったたいな。

事務局長 なら、その後見人さんも、その伊佐さんがお金入ってきよつとは知つとんなはつとでしょ。

推進委員 知つとるですよ、そら。振込みおるけん。だけん、契約はあつとつとたい、それは。

4 番 前もですね、後見人さんから事務局ば通してですね、他に借り手ははなかかて言うてから、番地と後で番地と戻ってから、見に行つたつですよ。そしたらもう作つてあつたつですよ。小作人がおらしたつです。で、そん人に聞いたら、そん、毎年俺もお金ば、小作料ば払いおっけん、その話はしてきとるはずばってんがてな言いなつたです。

推進委員 だけん、やっぱ地主が、地主と私がこん話がなんもなかつですよ。いつも。で、こぎゃんこつがあるけん、やっぱり委員会としても用心せんといかんとじゃなかるかて。責任な農業委員会に来て思うとですよ。

事務局長 もしかして後見人さんが勝手に売りらしたとじゃなか。

推進委員 そうたい。

事務局長 二重取で。

推進委員 そら分かんたい俺も、そこらへんな。

事務局 話はしとる。ばってん、御本人さんに話は、地権者さんに話はしとっとです。

事務局長 しとっと。

事務局 まだ意識もそのあらすけんですね。

2 番 意識。

1 番 そうばってん、認知症なら分かんけん。

事務局長 後見人さん。

事務局 まだ話せる状態です。

1 番 後見人さんがおるってことはもう、分かんわけですたいね。

事務局長 自分で判断能力がなかけんて。

事務局 いやいや、ちゃんとありますんで。

1 番 後見人さん勝手に売りらすかもしれん。

事務局 そら売りおらすかもしれん。

推進委員 んね、そうばってん、今回はな、全部知つとるけん、ばってん、私がほうで、さあ片付けちゅうときは、さあ片付ける時期とかいろいろあるけん、そっちは買いあぐるほうで、こん管理公社が全部責任持つてすつとならば、もう関係なかですけどね。

事務局長 後見人さんは裁判所に申立てして裁判所が指名するというので、弁護士さんとかじゃなかったってよかったですかね。

1 番 裁判所が認めれば。

事務局長 認めればですね。

8 番 そうばってんが、実際、そう契約は成り立つとわけじやなかですか、きちんと通帳あたりあつとだけん。そういう契約があつとに、そん、ちゃんと連絡してなかっていうとは問題じやなかですか。で、それがもう公。

事務局長 契約が成り立つ、成り立たんていうとはちょっとまた別の問題、法的な別の問題として、ただ、そこは実際その伊佐さんがずっとまだ小作料ば払いおんなさる、毎年。で、その事実ば知つとられて、連絡はせずにつていうことであれば、そこは問題だと思います。

8 番 はい。だから、これはちょっとですね、留め置かんと、問題です。

推進委員 そら委員会としてにゃ1回取り下げたほうがよかて思うんですが。私がおらんなそんままいつとるわけたい。して、あとからまた文句ん出てくるわけたいな。

事務局長 私としてはそぎゃん思うけど、そこは取り下げたほうがいいのか、農業委員さんでもう決定してもらいたいってところですね、ただ。

4 番 事務局長 そら、自分もここに来てから伊佐さんから聞いてから。
私も状況が全然、今聞いて初めて知ったけんですね。

4 番 推進委員 現地はおら見とらん。会議て呼ばれて、ただ、そん俺が担当地区じゃあるばってん。
現地ばしとってから簡単にしよんなら、なめとんねて思うたったい。そうだろ？誰
っでんそがん思うもん、私の場合はな、私の場合もういらんけん、こん、こが全部、
こん現況のままで買いあぐつとならんなん言うことなかです。片付けちてくれて言わ
ん。

会 長 でね、それで、買う相手方が公社ですから。だけん、問題なんですよ。まだ全体
がどうであるか。あの足元がはっきりしとらんところで、公社が買って公社が売っ
たりなととと問題なるけん、一応。

推進委員 もう1回すいとるけんですね、1回やつとるけんですね。

会 長 うん、この問題はちょっと問題があるかなあって思われるし。

推進委員 買わす本人が片付くって言わしたけん、よかたいて。

会 長 だけど、少なくとも全体を公社が知とるか知らんか分からんので。

推進委員 たまたま私が来とらんなら分からんですよ。こら、見らな分からんだっただけん。
で、本人にも確認したら電話の繋がらんだったっですよ、今日。

会 長 はい。今、質疑の中でいろいろ出てますけど、皆さんもだいたいお聞きになとと
と思いますが、この相手方がですね、公社がいったん買い上げて売る案件ですので、
財団法人公社がそういうことしたと、足元がはっきり分からなくしたというふうに
なればちょっと問題があると思いますので、一応、決を採りますが、どうですか、
皆さん、賛成は。

8 番 賛成ていうのは？

会 長 一応、保留にしましょう。そういうかたちでいきましょうかね、この問題は。

推進委員 保留はできるんですか。

会 長 保留というとは、なかなか。

推進委員 また話を、ちゃんと。

会 長 うん、だから保留にして、次回に回すとかなんとか、そういうような感じでいき
たいと思いますけどよろしいですか。

(はいという声あり)

はい。じゃあ、この、何番かな、10番かな、についてはですね、ちょっとまだ議論
の余地があるということで、今回はいったん保留にします。よろしいですかね、そ
ういうことで。

(はいという声あり)

はい。それでは、続きまして番号11番について審議したいと思います。この案件も
ですね、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買

で、熊本県農業公社がですね、所有者の方から農地を買い上げる案件です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。こちらが国道443号線、こちらが安津橋、県道今吉野甲佐線、こちらに星の川団地がございます。申請地は星の川団地から南に約710メートル、船津の上川原に1筆あります。以上で説明を終わります。

会 長 はい。ただいま事務局から番号11番について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい。山内委員、どうぞ。

1 番 質問ですけれども、買い手は同じじゃなかったですか。

会 長 事務局分かるね、そこらへんは。はい、この●●さん、この案件の買い手は誰か分かるか。

事務局 今のところはこの中間管理機構が買われるでしょうね。

会 長 そこまでだな。

事務局 はい。今のところは、こちらから。

1 番 いや、中間管理機構が買わなんとか分かるばってん、相手のおらんと中間管理機構は入らんわけだけん、だいたい買いなはっと分かっとるけん。だけん、前んと同じじゃなかかて言うこと。

会 長 はい、前のと。

事務局 だけん、結局前の人を取り下げて1,200平米ば今度は200平米で、こっちばかりしたっちゃっていうことですかね。

事務局 これは同時の、一緒の案件ということ。

事務局 だけん、片方を取り下げて、片方だけ、そこで許可指定をいかなものかと。

会 長 あのかきは確か、合筆してから、売るとか何とかしとらっさんですか。

事務局 今、この話ば今している筆はまた別の筆です。

会 長 別だったね。こっちじゃなかったね。この案件じゃなかったつけ。

事務局 はい。別の筆と合筆される。

会 長 別の筆とね、これじゃなかったね。

事務局 ただ、これだけでも、買ったほうが、一応、公社のほうの会計のあっじゃなかですか。で、片方のほうは、ちょっと、このいろんな問題がクリアしてから新たに今度出すということで、さっき、現状のままだったらよかていうような話もあったし、だけん、これだけ先行しとっても特に問題はないのかなあというふうな気はします。

会 長 はい。山内委員のほかに御意見ありませんか。

ほかにはないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい。番号11番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、最後になりますかね。番号12番について審議したいと思います。この案件も、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明をいたします。22ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。まず、こちらが国道443号線です。こちらは悠星会館、こちらに町民センターがございます。申請地は町民センターから北東に約319メートル、早川字上小塚にあります。最後に、相手方の状況について説明します。相手方は認定農業者で、早川集落の中心経営体として農業を頑張っておられます。主に米、飼料用稲の作付をされています。申請地には飼料用稲の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上で説明を終わります。

会 長

はい。ただいま事務局から番号12番について説明がありました。それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か御意見ございませんか。はい。それでは、意見も質問もないようです。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

はい。全員賛成と認めます。12番については原案のとおり承認をいたします。

これで本日予定をされておりました議題はすべて終了いたします。

事務局長

はい。それでは、これで第4回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

1 番

2 番